

「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する 中間まとめ」に関する意見募集の結果について

1. 意見募集の期間

令和2年12月15日（火）～令和3年1月6日（水）

2. 寄せられた意見の総数

合計33件（団体30件、個人3件）

3. 論点ごとの意見概要

※ 提出された意見を、事務局で、適宜、分類・整理・加工した上で記載している。

（1）総論（問題の所在及び検討経緯を含む）

1. 基本方針

＜方向性に賛成する意見＞

- 放送は、有益な情報や高品質なコンテンツを広く国民＝視聴者に届けて等しく享受してもらい、健全な民主主義の発達に寄与すること等を目的とした極めて公益性の高い事業である。その目的を達成するために、社会環境や情報インフラの変化に機敏に対応し、視聴者がコンテンツを視聴する機会を確保する手段の一つとして放送の同時配信等がある。放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化と、クリエイターの権利保護・適切な対価の還元とは、相反するものではない。また、良質なコンテンツに接した視聴者の中から新たなクリエイターが生まれてくるものであり、著作物等の創作・流通・利用のサイクルの活性化に資する基本方針が示されている。（日本放送協会）
- 放送番組のインターネットでの同時配信等は、テレビ視聴の多様な選択肢を通じて視聴者の利便性を向上させ、かつ、コンテンツ産業の振興を図る極めて重要な取組である。制度改正によって、同時配信等（同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信）について放送と同等の権利処理を可能とすることを目指す方向性に基本的に賛成する。クリエイターに対して安定的に対価が還元されるサイクルを実現・維持するためにも、一元的な権利処理を推進し、放送事業者による同時配信等ビジネスの土台作りに寄与する、バランスのとれた仕組みを構築することが重要である。（株式会社テレビ東京 ※同旨 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社TBSテレビ、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ東京、讀賣テレビ放送株式会社、日本民間放送連盟）
- 賛同する。（株式会社WOWOW）

- 放送番組のインターネットでの同時配信等に関し、権利処理円滑化の検討が必要であることには賛意を示したい。（日本新聞協会）
- 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理円滑化のため、本報告書にて提言された著作権制度の改正事項について賛同する。（一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 基本的に賛成。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- 改正案に賛成である。権利者と利用者の利益調整を図りながら、今後の運用、ガイドラインの策定がされることが求められる。（日本行政書士会連合会（知的財産部門））

<権利者に対する適切な対価還元、適切な権利保護を求める意見>

- 制度改正等にあたっては、放送事業者からクリエイターに対して適切な対価が支払われるよう十分に留意していただきたい。（日本脚本家連盟）
- 中間まとめにて、『クリエイターによる継続的な創作活動等を可能とし、著作物の創作・流通・利用のサイクルを維持・活性化する観点から、放送事業者からクリエイターに対して適切な対価が支払われるようにすることが極めて重要である』と指摘されている通り、新たな制度の検討・運用にあたっては、放送番組の創作活動に大きく関わっている実演家に対し、十分な対価のみならず、適正な権利が認められ、実演家が日本の映像コンテンツ産業の更なる発展に貢献できるような制度設計を求める。（映像コンテンツ権利処理機構）
- 「クリエイターによる継続的な創作活動等を可能とし、著作物の創作・流通・利用のサイクルを維持・活性化する観点から、放送事業者からクリエイターに対して適切な対価が支払われるようにすることが極めて重要である。」との指摘が空文化することのないよう、政府としても積極的な役割を果たしていただきたい。（日本音楽著作権協会）
- これらの改正が、視聴者と放送事業者の利便性の向上に偏ったものとならないよう、著作権者等クリエイターの利益も守られるような仕組みを構築、運用されるよう要望する。（コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 「一元的な権利処理の推進」と「権利保護・権利者への適切な対価の還元」のバランスを図り、視聴者・放送事業者・クリエイターの全てにとって利益となるような措置を取ることが最重要である。利用の範囲が広がれば対価も上がることは必然であり、それを回避するようなことはあってはならない。（日本新聞協会）
- 現行著作権法が出来た当時と映画の製作形態や利用の規模が全く変わっており、現行法の改正は喫緊の重要課題である。放送番組のインターネット等での利用を議論する前提として、映画の権利のあり様（監督や俳優への対価還元、映画製作者への権利集中の是非など）を整理する必要がある。更に、現行法では固定された音の実演と映像に固定された実

演についての扱いを衡平に扱う必要がある。放送番組のインターネット等での利用に関して国会の日程合わせ期限を切ってルールづくりを行うのではなく、その前提にこのような問題があることをまず確認いただきたい。（日本俳優連合）

- 実演家やクリエイター等の権利に対する保護の視点が明らかに欠けている。実演家らに対して、芸能事務所等から十分な報酬等の支払いがされていない実態等が多数存在している。真に実演家やクリエイター等の権利を保護する団体（例えば、協同組合日本俳優連合など）、又は実演家やクリエイターの各個人に対して十分なヒアリングを行い、課題点を明らかにしたうえで、いかに実演家やクリエイター等の権利を保護するべきかについて十分に再議論をして法制度を検討するべきである。（個人）

<当事者間のライセンス契約等による対応を求める意見>

- 「放送番組のインターネット配信等」は、技術の発展により新しく生じた著作物の利用方法であり、それを用いた著作物の利用を進めることは大変結構なことだと考えるが、著作物の新しい利用方法は著作者に帰属すると解されるべきであり、著作者の許諾を得て進められるべきである。視聴者の「知る権利」に資する観点やコンテンツビジネスの観点から、視聴者の利便性は重要であると思われるが、著作権法制度は「公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的」（著作権法1条）としており、「視聴者の利便性を第一」とはしていない。著作権制度は、著作物に対する私権を定めている法制度で、規制ではないため、契約自由の原則に基づく、権利者と利用者とのライセンス契約によって、著作物の利用は進められるべきものとする。契約締結過程で、「視聴者の利便性を第一」に考えることはあると思われるが、視聴者の利便性だけでなく、様々な要素を考慮し、放送は許諾するが同時配信等は許諾しないことを選択することは、著作権者等の権利だと考える。（日本映像ソフト協会）
- 放送を視聴しない傾向が特に若年層に著しいことから、同時配信は時代の要請と考える。権利制限を拡大せずとも、現在の著作権管理団体と放送事業者での著作権使用申請許諾システムで十分対応が可能と思われる。利便性を高めるためには、申請時に放送と同時配信を1回の作業で進めるように、システムを変更すればよい。また、権利保護と権利者への適切な対価の還元は、現行の放送での使用料に配信での使用料を加算した使用料体系を事業者と権利者団体の間で協議の上、取り決めれば済む。言わずもがなではあるが、権利「制限」とは、権利者からは権利「はく奪」であることを、改めて申し述べたい。（日本文藝家協会）
- JIMCAは、市場を基盤とした著作権者とユーザー間の自発的なライセンス取引を促進する政策及び将来的な立法を支持する。また、JIMCAは、著作物の広範な普及を促進するビジネスモデルを生み出す一方で、著作権者に対して、市場における種々の要因に基づいて対価を得るために、著作物をライセンスする契約の自由を保障する著作権政策を支持する。著作物普及の現在のモデルを変更するいかなる改正案も、著作権者の経済的な利益を不公

正に損なうべきではない。コンテンツが利用される場合、著作権者は自発的なライセンスを通じて補償されるべきである。（株式会社日本国際映画著作権協会）

<その他の意見>

- 「本中間まとめ」では、「諸外国の制度等も十分踏まえつつ（中略）対応を進めていく必要がある。」としているが、法制度の改正に際しては、比較法的検討も重要であることはそのとおりであり、十分な比較法的検討を行うことを是非願います。（日本映像ソフト協会）
- 諸外国の制度がどのようなもので、それをどう踏まえて今回の結論が得られたのかが、中間まとめで触れられていないので、可能であれば説明を追記すべき。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- 現在の集中管理を含む権利処理の運用実務において、放送番組の同時配信等に係る権利処理は支障なく行われており、視聴者の利便性が害されているという事実はない。実演家の権利をみても、放送番組の同時配信等について、レコード実演はCPRAを通じて、映像実演は映像コンテンツ権利処理機構（aRma）を通じて権利処理がなされており、実演家の権利処理の点が原因となって放送番組の同時配信等が実施できなかったような事態は発生していない。中間まとめが提言するような制度改革が必要というのであれば、その必要性を根拠付ける立法事実の有無を十分に検証した上、制度改革の是非について議論すべき。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）
- 中間まとめでは、あくまで放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化を図るための制度改革の方向性（権利制限規定の創設や許諾推定規定の導入など）が示されるに留まり、「ウェブキャスティング」に係る権利処理の円滑化等については一切言及がない。「公衆への伝達」の一態様である同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する議論を進めるのであれば、レコード実演のウェブキャスティングも含め、「公衆への伝達」との関係も見据えた議論が必要である。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）

2. 課題の整理及び検討の進め方等

<方向性に賛成する意見>

- NHKはすでに、放送の同時配信（追っかけを含む）・見逃し番組配信サービスである「NHKプラス」を始めており、事前に権利者団体等クリエイターの皆さまと話し合い、サービスをスタートすることができたが、安定的に運用していくためには、アクセスが困難なクリエイターの著作物等の権利処理手続きの簡素化や権利処理のリスク軽減のためになんらかの対策が必要。こうした状況の中で、課題を整理し、制度改革によって対応すべき事項については優先的かつ集中的に検討を進めていただき、制度改革後も必要に応じ

て更なる対応の検討を行うことも可能とされており、適切であるとする。また、今般の議論を契機に、速やかに運用面での対応を進めるべき事項について、当事者間での協議が進んでいくものとする。（日本放送協会）

- 基本的に賛成。なお、制度改革を待たず、速やかに運用面での対応を進めるべき事項については、早急に当事者間での協議・対応を進めるとされているところ、当事者間の協議が難航する場合には文化庁や総務省等の関係省庁による適切な調整を期待したい。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- 規制改革実施計画で定められた大方針に沿って、著作権等に係る権利処理の円滑化を進め、国の大きな施策である通信と放送の融合に向けて放送事業者が果たすべき役割を果たしやすいような制度設計の実現を要望する。（日本テレビ放送網株式会社）
- 著作権制度の改正を実施するいずれの項目においても、権利処理の実情を踏まえて可能な限り手続きを簡便化し、運用上も使い勝手の良い制度にする必要がある。（株式会社テレビ東京）

<権利保護に配慮した対応を求める意見>

- 放送事業者・視聴者・権利者の3者のバランスにおいて、権利者に不利に作用する場面ばかりが目につく。権利者がきちんと判明し得るような仕組みをどのように構築していくかという視点も併せ持って、課題に取り組んでいくことが望まれる。（東京都行政書士会 中央支部著作権実務研究会）

<制度改革後のフォローアップを求める意見>

- 制度改革後も、同時配信等の運用実態や配信サービス全般の変化等の進捗を見て継続的にフォローアップを行い、運用面で検討されている項目を含め、支障を来たす場合はさらなる措置を行うことを要望する。（株式会社テレビ朝日 ※同旨 日本テレビ放送網株式会社、株式会社TBSテレビ、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ東京、讀賣テレビ放送株式会社、日本民間放送連盟）

<当事者間の協議と契約による対応を求める意見>

- デジタル環境の変化のスピードを考えるに、実務上、迅速でかつ柔軟な対応が必要であることから、時間を要する法制度の改正ではなく、当事者間の協議と契約により、進めるべき案件であろう。（日本文藝家協会）

3. 制度改正の内容

【総論（対象とするサービスの範囲）】

<方向性に賛成する意見>

- 配信のタイミングや期間については、同時配信、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信を対象とすることを要望する。（株式会社TBS ※同旨 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社フジテレビジョン）

<サービスの範囲を限定することや慎重な検討を求める意見>

- 放送のみに許される権利制限等の同時配信等への適用については、明確かつ限定的であるべきであり、「追っかけ配信」「見逃し配信」を対象とすべきではない。（日本脚本家連盟）
- 同時配信は本放送と付随して行われるサービスであり、原則として放送終了と同時にサービスの提供期間が終了する。しかしながら、追っかけ配信と見逃し配信は、放送後、期間の限定はあるものとは言え、視聴者が任意のタイミングで利用可能であることから、同時配信とは異なるサービスと考える。更に、見逃し配信については、現状、弊機構が運用する団体処理による権利処理スキームが確立している中、見逃し配信が今回の制度改正の対象となることによって、既存の見逃し配信サービスの運用への影響、及び制度改正によって実演家の経済的利益が減ずることがないことが改正にあたっての必要最低限の条件と考える。（映像コンテンツ権利処理機構）
- 配信は、受信者からの「求め」に応じて送信することができるように「送信可能化」しておくことが前提となる点で、受信者からの「求め」を前提とせずに一斉に送信する放送とは著作物等の利用態様が異なる。まして、「追っかけ配信」「見逃し配信」は、つまるところ単なるオンデマンドサービスにすぎないから、放送と同視することはおよそ困難である。（日本音楽著作権協会）
- 「同時配信」と、「追っかけ配信」や「見逃し配信」は、異なる利用形態であって、同一に取り扱うべきものではない。制度的措置を検討するに当たっては、国際条約上の相違点を踏まえた上で、両者を明確に区別すべきであり、とりわけ「利用可能化」に係る排他的権利を制限するに当たっては、国際条約との整合性について十分に検討する必要がある。放送番組について、同時配信は認めるものの、見逃し配信などの異時配信、オンデマンド配信については制限したいとのビジネス戦略も十分にあり得るのであって、実務的な観点からも、区別して検討すべきである。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）

- 放送に含まれるコンテンツの明示的かつ断定的な承認無しに、インターネット上での同時又は異時の配信（「同時配信」及び「見逃し配信」）を可能にする改正案を非常に懸念している。映画製作者が放送局にコンテンツを許諾する場合、当該コンテンツがインターネット上での送信やその他の形式による利用の対象となり得るように利用範囲が特定される。これは、当初の放送事業者に対して放送・再放送の権利が付与されているか否かにかかわらず、権利付与するというビジネスモデルである「追っかけ配信権」や「見逃し配信権」の場合なおさらである。また、放送免許は一般的に特定の地域に限定されているため、地域の限定がない（ボーダーレスである）インターネット送信の場合には、コンテンツ保護に関する重要な考慮事由が存在する。そのため、放送事業者に対して、著作権者の許諾なしにインターネット上での同時送信又は再送信を認めることは、現在の市場における著作権のバランスを崩すことになるとともに、潜在的にベルヌ条約、TRIPS 及び WIPO 著作権条約を含む日本の国際的な義務違反を意味する。（株式会社日本国際映画著作権協会）
- 対象とする具体的なサービスの範囲に関しては、ライセンスの実施状況等に鑑み、権利者への対価の還元が適切に行われるよう慎重な検討が行われることを求める。対象サービスの範囲に関連して、見逃し配信期間を長くしたり、放送事業者以外が有料サービスを実施したりするなど、同時配信等の可能性が高まるのであれば、それに応じて利用料も加算されるべきと考える。（日本書籍出版協会 ※同旨 日本雑誌協会）

<①配信のタイミングや期間に関する意見>

- 見逃し配信の期間については現在実際に行っている運用を考慮し、1 か月程度まで認めることを要望する。（株式会社TBS ※同旨 日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、株式会社フジテレビジョン）
- 見逃し配信については、過度な期間拡大は避けるべきと考える。毎週放送の番組は1 週間、月1 回放送の番組は1 か月、というのはわかりやすい基準であろう。個別ケースとしてそれ以上に期間が拡大するような場合には、当初から要望していたとおり、期間に応じた柔軟な料金設定が可能となるようなルールが必要と考える。（日本新聞協会）
- 「同時配信」「追っかけ配信」「見逃し配信」は、中間まとめにある「一定期間内」に限定させるべきと考える。（日本文藝家協会）

<②放送対象地域との関係に関する意見>

- 制度改正の対象となるサービスの範囲は、放送対象地域に関わらず同時配信等を可能とすることを要望する（日本テレビ放送網株式会社 ※同旨 株式会社フジテレビジョン）
- 放送は地域が限定されるが、配信は地域が限定されないことから、権利者に不利益が生じないように、使用料の検討が必須である。（日本文藝家協会）

<③放送で流す番組との差異に関する意見>

- CMの差し替えを可能とすることを要望する。(日本テレビ放送網株式会社)
- 「同時配信等に当たっての番組の内容変更は、権利処理未了のために生じるフタかぶせなど、必要最小限の変更のみを認めることとする」とされているが、想定外の原因によりフタかぶせが避けられない事態も考えられるため、放送事業者に一定の裁量を認めていただきたい。(読賣テレビ放送株式会社)
- 中間まとめに同意する。(日本文藝家協会)

<④配信形態に関する意見>

- 違法な蓄積・再配信・二次利用などを防ぐために、ダウンロード形式は避けるよう要望していたところであり、「ストリーミング形式での同時配信等（ダウンロードはできず、放送事業者側が配信している期間中のみ視聴可能）を対象とする」と盛り込まれたことを評価する。(日本新聞協会)
- ストリーミングに限るべきである。(日本文藝家協会)

<⑤実施主体に関する意見>

- 配信プラットフォームが自前のものであるか否かを問わず、放送事業者が主体的に同時配信等サービスを実施しているケースはすべて対象とすべきである。(株式会社テレビ東京)
- 放送事業者を利用許諾したものを他業態の事業者が配信利用するような事態は避けるべきであると要望していたところであり、「放送事業者が主体的に実施していると評価できるサービスを対象にする」とされたことは妥当と考える。(日本新聞協会)
- 実施実態は問わない。(日本文藝家協会)

<⑥視聴者からの対価徴収の有無に関する意見>

- 広告型無料配信や有料配信を含め、民放事業者による多様かつ柔軟なサービス展開の可能性が担保されるようにすることを要望する。(株式会社テレビ朝日 ※同旨 日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社TBS、株式会社テレビ東京、日本民間放送連盟)
- 無料サービスと有料サービスでは使用料算定の根拠が大きく変わる。権利者から同時配信の許諾を得る時に、有料サービスに使う等の情報を開示して、定められた適切な使用料を支払うのが基本ルールと考える。その観点から、「放送事業者が有料配信とする場合の権利者への対価還元の取扱いを含めて権利者に説明し、その理解を得る必要があると考えられる」と盛り込まれたことを評価する。(日本新聞協会)

- 視聴者からの対価徴収は、個別の視聴者からの契約を取り付けなければならないことから、今後の検討が必要と考える。（日本文藝家協会）

＜⑦ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱いに関する意見＞

- 現在NHKはラジオ放送、国際放送においても同時配信等を実施しているが、放送法20条の定めによりNHKが行っている放送は、放送事業の公益性に合致するものであり、また、ライセンス市場やその他のインターネット送信等サービスと競合するものではないため、本制度改正で対象とするサービスの範囲に含めることが視聴者・利用者の利便性向上につながるものとする。（日本放送協会）
- ラジオや衛星放送の取り扱いについては、基本的に地上テレビ放送と同様に対象とすることを要望する。（株式会社TBSテレビ ※同旨 日本民間放送連盟）
- ラジオの個人向け放送が音楽配信ビジネスとバッティングするとは考えられず、他方でラジオが受信困難なユーザーからインターネットによる同時再送信を望む声が多数寄せられている。従って今後「法律ではなく政省令において具体的な規定を行う」際には、ラジオの同時配信に対しても権利処理の円滑化が図られるよう十分な配慮を要望する。政省令等において具体的な規定を行う際にはこれらに対してもヒアリングを行っていただくことを要望する。（株式会社エフエム東京 ※同旨 株式会社ミュージックバード）
- ラジオ・衛星放送・有線放送等の除外を認めるべきではない。音楽配信ビジネスとバッティングする部分を除外することは「視聴者から見た利便性を第一としつつ、『一元的な権利処理の推進』と『権利保護・権利者への適切な対価の還元』」のバランスを図り、視聴者、放送事業者、クリエイターの全てにとって利益となるような措置を迅速に講じていくこととする」という基本方針に反している。レコードとレコード実演について、放送における使用料の料率とインターネット同時配信等に適用される料率が数倍も異なるが、そのように異ならせる合理的な理由はない。著作隣接権者の許諾権が働くのはサーバーへのアップロード行為という単発の行為に対してであって、その後の公衆送信については働かないのであるから、公衆送信がなされている間を通じて継続的に使用料を徴収することはできないはずであり、除外を検討するか否かにあたっては、各著作隣接権者の使用料規程がかかる観点から妥当であるかどうかを検証すべき。（株式会社第一興商）
- ラジオや衛星放送・有線放送等の取扱いについて、「地上波テレビ放送とは一定の差異を有する」とされた部分に同意する。使用料算定の根拠にそれぞれ違いが出てくるため、当初から要望していたとおり、利用する媒体を漏らさず示した上で、利用の申請をしていただくことが肝要と考える。（日本新聞協会）
- 従来の申請許諾スキームで対応が十分可能である。（日本文藝家協会）

【各論（各課題ごとの対応）】

（１）現行権利制限規定の同時配信等への適用拡大

＜方向性に賛成する意見＞

- 同時配信等を放送と同等に扱い一括した権利処理を実現するという観点から検討されており、妥当であると考える。（日本放送協会）
- 賛同する。（株式会社WOWOW）
- ①から⑥の全ての権利制限規定について、同時配信等への適用拡大を行う方向性に賛成する。（電子情報技術産業協会）
- 同意する。（日本文藝家協会）

＜対象とするサービスの範囲に関する意見＞

- 権利制限規定は、明確かつ限定的であるべきであり、「追っかけ配信」および「見逃し配信」を含む適用拡大はすべきではない。（日本脚本家連盟）

＜第３８条第３項（営利を目的としない公の伝達等）に関する意見＞

- 「第３８条第３項（営利を目的としない公の伝達等）」の後段の対象範囲についても、視聴者の利便性向上や同時配信等の普及・定着等の観点から、見逃し配信まで対象に含むよう検討していただくことを要望する。（日本放送協会）
- 「第３８条第３項（営利を目的としない公の伝達等）」の特に後段（通常の家計用受信装置を用いる場合）について、(a) 近時、家計用受信装置の多くがネット動画を視聴する機能を有しており、今後、同装置を用いて放送番組を（チューナー経由ではなく）ネット経由で視聴する利用形態が増大すると考えられること、(b) 同時配信・追っかけ配信・見逃し配信は一体的なサービスとして提供されており、「見逃し配信」のみを原則不可とする枠組みは、視聴者や伝達を行う者の理解を得られ難く、現場での混乱が懸念されることから、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」すべてを対象に含めることが適当と考えられる。また、権利者の利益保護の観点でも、「見逃し配信」は、あくまで、その後の放送番組の視聴にキャッチアップするために放送との時間的な近接性をもって配信され、見逃した番組を時間をずらして視聴する性質のものであることに鑑みれば、権利者の正当な利益を不当に害する利用形態とは認められず、「見逃し配信」を含むすべてを対象に含めることが適当と考えられる。なお、一部の権利者団体から指摘のあった本規定の在り方全体に係る議論に関しては、本規定と社会の様々な場面での利用実態との関係や、受信装置の技術動向等を踏まえ、必要に応じ、別途、関係者を交えて丁寧に検討を行うことが適当と考える。（電子情報技術産業協会）

- 「第38条第3項（営利を目的としない公の伝達等）」の部分について、同後段について、同時配信のみならず追っかけ配信についても、同時配信に準じたサービスとして権利制限拡大の対象に含めるべきとの意見があった旨の記載があるが、追っかけ配信まで権利制限の対象を拡大しても権利者に与える不利益は決して大きくはないと考えられることを踏まえると、その意見は妥当だと思われる。なお、見逃し配信のみ権利制限の対象としない場合、利用者にとって分かりづらい制度になる可能性があるため、どのような場合に権利制限の対象となるのかについて、国民への適切な周知が望まれる。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- 昭和45年当時の「社会的・心理的抵抗」を理由に設けられた著作権法38条3項後段の規定を手付かずにしたまま、現在のIT環境を前提にしたコンテンツの流通促進のみを進めることはバランスを欠くため、この規定の在り方について検討の場を設けるべきである。（日本音楽著作権協会）
- 「条約との関係等からかなり苦しい条文」の適用範囲を拡大することに合理性はないと考える。公衆伝達権の制限についての諸外国の制度との比較もされていない。中間まとめの提言（法100条及び100条の5は同時配信等に拡大しない）によれば、公衆伝達権の制限は複雑になり、制度が機能するためには、放送、同時配信・追っかけ配信、見逃し配信及び同時配信等以外の配信のいずれであるかを公衆伝達する方が知りうるものが前提となると思われるが、「視聴している番組が無線を通じて届けられているのか、インターネットを通じてなのかは、実質的に把握するのは困難」であることが立法事実となっているのであれば、このような制度設計は、立法事実に沿ったものとは言い難いと考えられる。加えて、このような複雑な制度によって「視聴者や伝達を行う者にとっての利便性」が高まるとは思えない。現行法38条3項カッコ書きは、「放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。」と規定しており、同時配信は、「放送される著作物を自動公衆送信される場合」に該当すると解することも可能であり、放送事業者の要望については法解釈に委ねれば足りると思われる。法38条3項に同時配信等を受信して行う公衆伝達を加えることは、同時配信等の円滑化と直接的関連性は希薄であり、この別途協議の場で丁寧に検討するほうが適切であると考えられる。（日本映像ソフト協会）
- 第38条第3項について、「家庭用受信装置」なるものの定義を明確にすることが求められる。（東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会）

<③第39条第1項（時事問題に関する論説の転載等）に関する意見>

- 「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信を対象に含めることとする」という方向性に異論はない。「時事問題に関する論説を広く国民に伝達するという特に公益性の高い場面」という認識にはもとより同意するものである。ただし、ここでいう「論説」の態様としては、当協会は時事問題の論説への権利制限について、「自由で民主的な社会において欠く

ことのできない言論の自由を尊重する立場から、公共的利益のために、本来ならば完全に著作権の保護を受けるべき時事問題に関する論説の転載を認めたものであり、あくまでも各種メディアが『報道的な態様において』利用する場合にのみ許容されているものと解される」としたうえで、「論説」とは、原則的には新聞の論評記事のなかでも特に「社説」を指すと考えている。さらに著作権法第39条には「これらの利用を禁止する旨の表示がある場合は、この限りではない」との但し書きもついている。上記を十分にくみ取って検討いただくよう要望していたところであり、中間まとめが「今回の見直しによって本規定の他の要件の解釈やただし書の存在に影響が及ぶものではない」と言及した点は大いに評価したい。（日本新聞協会）

＜⑤第44条（放送事業者等による一時的固定）に関する意見＞

- 現行、放送のみ許されている権利制限規定の同時配信等への適用拡大は、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理円滑化に不可欠であり、中でも「放送のための一時固定」の適用拡大については有効な制度改革と考える。（株式会社TBSテレビ ※同旨 株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ東京）
- 実演家の権利との関係では、放送事業者等による一時的固定に定める期間を超えた範囲でのレコードに固定されたレコード実演について、CPRAにおいて、著作権等管理事業法に基づいた集中管理がなされているところであり、特段の支障は生じていない。同条の適用範囲を、放送事業者等による一時的固定を放送等だけでなく、同時配信等にまで拡大しようとする場合であっても、その必要性について慎重に検討するとともに、既存の集中管理の実務に影響が及ばないように十分に配慮すべきである。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）
- 同時配信等のための一時的固定を対象に含める必要はないと考える。（日本動画協会）

（２）借用素材などの著作物及び映像実演に関して、放送の利用許諾を得た際に同時配信等の可否が不明確である場合の利用円滑化

①基本的な考え方

＜方向性に賛成する意見＞

- NHKでは、「NHKプラス」での同時配信等が予定されている番組については、放送での許諾と共に同時配信等の許諾を得るよう取り組んでいる。一方で、例えば「NHKオンデマンド」での配信の許諾を得ている過去に放送した番組をリピート放送する際や、過去にリピート放送その他の番組の利用について包括的に許諾を得ている場合などは、同時配信等の許諾も含まれていると考えられる。制度上、許諾推定規定が設けられるのであれ

ば、こうしたケースも契約の解釈に一定程度の法的担保がなされることにつながると考えられるので、権利処理の安定度が増すことが期待される。(日本放送協会)

- 放送番組では多種多様な借用素材を多数使用するが、許諾推定規定は、許諾の可否や範囲が曖昧なケースにおける借用素材の権利処理円滑化を目指すものであり、基本的には賛成する。また、同時配信、追っかけ配信、見逃し配信は視聴者の利便性から一連のサービスとして提供されることが想定されるため、許諾推定規定については、放送と同時配信等の一体的な運用を考慮し、同時配信のみならず、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信までを対象とするべきであるとする。(株式会社TBSテレビ ※同旨 株式会社テレビ東京、株式会社フジテレビジョン)
- 賛同する。(株式会社WOWOW)
- 許諾推定規定は、「一元的な権利処理の推進」という基本方針と合致するものとする。(読賣テレビ放送株式会社)
- 基本的に賛成。なお、「『追っかけ配信・見逃し配信』まで推定を及ぼすことが可能か否かについては、法制的な観点からの精査も行う必要がある」とあるが、同時配信と追っかけ配信は一体的なサービスとして提供されていることを考えると、仮に同時配信にしか許諾推定の範囲が及ばない場合には、極めて活用の難しい規定となってしまうため、少なくとも追っかけ配信までは許諾推定の範囲に含めるべきとする。(日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ)

<許諾推定規定の必要性を疑問視する意見、権利者保護への配慮を求める意見、慎重な検討を求める意見>

- 「当事者間での交渉の結果、放送でのみ利用可能という条件で契約を行うこととなった場合(権利者が同時配信等を認めていないことが明らかである場合)」に、「権利者の明示の意思に反して同時配信等を強制的に実施できるようにする制度改正を行うことは、著作権制度の本質に鑑み、権利者の理解を得られず困難であると考えられる」と言及されているのは至極当然である。一方、「契約の際に同時配信等の可否を明示的に確認できていなかった場合(権利者の意向が明らかでない場合)」に適用する「許諾推定規定」導入の方向性については、当初から不要ではないかとの意見を提出していたところであり、いまだに懸念が残ると言わざるを得ない。「権利者側の懸念を払拭しつつ、安定的な利用を可能とすることが重要であるため、今後、具体的な適用条件等について明確かつ分かりやすいルール作りを行う必要がある」と盛り込まれた点を確実に実行するよう求める。「それ以前に締結された契約(推定規定の存在を認識せずに締結された契約。そもそも同時配信等の実施が一切想定されない時点において締結された契約も多いと考えられる)」についてまで、直接の推定効果を及ぼすことはできないと考えられる」とされた点は、当然と考える。(日本新聞協会)

- 言語もしくは映像、図表等の著作物を放送番組で利用する場合、その利用態様は様々であり、都度、放送事業者から権利者への事前の使用許諾申請に基づく放送事業者と権利者との間で協議し、諾否や使用料等の条件が決定される実態があるところ、この協議の中で放送事業者は同時配信等についても使用許諾申請し、権利者と協議しその許諾を受けることが可能である。借用素材は著作権者からの許諾や著作物の取材・編集・制作などの手間とコストを捨象して利用するものであるから、個別許諾のための負担者は利用主体である放送事業者であり、同時配信等の可否を確認する義務は放送事業者にあると考える。以上から、現段階では許諾推定規定を設ける具体的な立法事実はないものと考えるが、規定の検討にあたっては、権利者が放送事業者との諾否等の協議において従前と変わらない協議がなされることが明確に担保され、権利者に不利な状況にならない設計が必要。引き続き実務に沿った慎重な検討を求める。（日本書籍出版協会 ※同旨 日本雑誌協会）
- 実演家の権利との関係では、地上波で放送された番組を他の放送波（BS 放送やCS 放送）で放送しようとする場合には、放送番組の二次利用として、aRma を通じて映像実演の権利処理を行っており、aRma は、放送番組の見逃し配信（TVer）など、送信可能化を含む放送以外の二次利用についても権利処理を行っている。このような権利処理の状況を考えると、別段の意思表示をしていない場合に、放送だけでなく同時配信等の許諾まで行ったものと推定する許諾推定規定を導入する必要があるのかについては疑問である。確立している業界ルールとの関係で混乱が生じる恐れもある。そもそも、放送事業者としては、放送番組出演の際に、実演家に同時配信等の可否について確認すれば足りるのであって、許諾推定規定の導入などの制度改正は不要ではないか。今回の許諾推定規定の導入は、別段の意思表示をしていない場合には、放送の許諾だけでなく、同時配信等の許諾も行ったものと推定しようとするものであり、そのことは異時配信のために録音又は録画することを認めることになりかねず、放送の許諾に関する強行規定（著作権法 63 条 4 項（103 条により著作隣接権に準用））に反する推定を行うという問題もある。このような観点からも、安易に許諾推定規定を導入することは、権利保護の観点及び法的整合性からも、疑問があると言わざるを得ない。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）
- 放送の利用許諾を申請する際に、配信についての許諾申請も同時に行えば、何ら支障をきたさないと考える。現在「放送」の申請となっている書式を「放送・同時配信」と変更するだけでよいと考えられる。利用料金については、再考の必要がある。（日本文藝家協会）
- およそ許諾契約締結にあたっては、その許諾範囲を明確にすることが原則であり、推定規定を設けるまでもないと思われる。放送事業者が視聴者の利便性を第一に考えるならば、放送事業者が契約締結にあたって同時配信等を含むかどうかを明確にする努力を行う必要があるのではないかと考える。同時配信等を視聴できる視聴者の数は、放送を視聴できる視聴者の数を大きく上回ることが想定され、視聴可能な視聴者の数は許諾する場合の条件に影響

するので、放送を許諾することをもって同時配信等を許諾したものと推定するというのは無理があるように思われる。権利者の意思が明らかではない場合には許諾があったと推定するというのは道理に合わないと考える。諸外国においては、かかる許諾推定規定なしで対応しているものと思われるので、わが国でもこのような規定は必要ないと思われる。（日本映像ソフト協会）

- 放送事業者がアニメ等映画の著作物を放送で利用することの許諾を得るに際して権利者と交渉する機会があり、同時配信等の妨げとなることは考えられない。放送事業者は、権利者との間で同時配信等での利用を希望する範囲および条件について予め交渉を行い、双方の合意事項につき、疑義のないよう契約書等に明示すべきである。また、同時配信等での利用が想定されていなかった、または当該利用が開始される前に契約を締結したなどの理由で権利者の意向が明らかでない場合も、権利者と改めて交渉の上で、原契約に付随して覚書等を締結すれば足りると考える。「権利者の意向が明らかでない」という状況が生じることは極めて考えにくいから、許諾推定の規定を設ける必要はないと考える。（日本動画協会）
- 今般の「推定規定」が設けられると、「別段の意思表示」がなければ、許諾したものと推定され、「許諾していない」ことの証明は権利者及び実演家が行わなければならない。本来なら地上波放送、同時配信、追っかけ配信、見逃し配信は、それぞれ異なる利用態様と言えるはずのものが、包括的に取り扱われることで権利者及び実演家がそれぞれの利用の仕方に関して権利主張を行う機会を、事実上、奪われることになりかねないのではないかと懸念される。すなわち、あらゆる場面で権利者及び実演家に不利に作用するように思われる。「今後、具体的な適用条件等について明確かつ分かりやすいルール作り」がなされるとのことだが、実演家の権利でいうところのいわゆる”ワンチャンス主義”のような国民にわかりづらいルールとならないことが期待される。また、策定されたルールが広く国民に周知されることが必要である。（東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会）

<その他の意見>

- 放送番組の二次利用に関しては、推定許諾制度がない現行制度下においても、十分な説明がないまま、実演家の許諾権が放送事業者に買い取られる事案が少なくないことから、今回の議論を契機として、適正な権利処理の徹底が図られることを期待する。（映像コンテンツ権利処理機構）

②許諾推定規定の制度設計・運用等

<方向性に賛成する意見>

- 賛同する。（株式会社WOWOW）

- 基本的に賛成する。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ製作ＰＪ）

＜権利者保護への配慮を求める意見、慎重な検討を求める意見＞

- 許諾推定規定の制度設計にあたっては、明確性が重要であることから、「追っかけ配信」及び「見逃し配信」にまで推定を及ぼすことについて、法制的な観点からの精査を十分に行っていただきたい。（日本脚本家連盟）
- 制度を実務的に運用するために必要な、適用条件、及び利用者・権利者双方に求められる条件・意思表示の方法について明確な基準が示されておらず、今後の議論に任されたままになっている。今後、速やかに利用者と権利者の間で十分な協議が行われ、運用を明確にするためのガイドライン等の取り決めが、新たな制度の運用が開始される前に確立することが本改正実施の必要十分条件と考える。（映像コンテンツ権利処理機構）
- 配信利用を円滑に運用する前提は、「利用をしたい媒体をもれなく申告する」点にある。放送事業者側に求められる条件として「契約に当たって『放送』のみ行う（『同時配信等』を行わない）旨を明示していないこと」と盛り込まれたことは当然と考える。権利者としても、放送許諾の契約時に、他の利用についても遺漏のないよう取り決めておく姿勢が一層求められることは間違いない。「別段の意思表示は契約時に行うこと（後出し禁止）」「書面（メールなどを含む。）での契約の場合には、別段の意思表示も書面で行うこと」「別段の意思表示は、同時配信等を拒否する旨の意思表示のほか、同時配信等を行うに当たっての条件等を伝える意思表示が含まれること」と盛り込まれた点を、十分に留意したい。推定が覆り得る事情（考慮要素）の例として、「その権利者が、同じ放送事業者との間の過去の契約交渉において同時配信等を明確に拒否する旨の意思表示をしていたこと」「権利者に支払われた対価が、明らかに『放送』のみを行う場合の水準であったこと」の２例は妥当と考えるが、対価の水準などは双方の解釈の食い違いも予想されるところである。新聞社の現状では「放送」「配信」の利用料金が同等に近いケースもあり、配信利用料をいたずらに低く想定して許諾推定が強行されることのないよう、権利者保護に十分に配慮した制度設計・運用としていただきたい。（日本新聞協会）
- 権利者側が放送事業者との諾否等の協議において従前の権利行使と変わらないことが明確に担保され、不利にならない設計が必要（日本雑誌協会）
- 本来、著作物の利用に際しては事前に許諾を得ることが大原則であり、本報告書にも、「借用素材を含む著作物及び映像実演についても、放送での利用の許諾を得るに当たって権利者と交渉する機会があるところ、その際に併せて同時配信等での利用についても交渉を行うことが可能であり、現行制度の在り方が同時配信等を特に困難にしているという事情は認められない」と記載されている。許諾推定規定を整備するにあたっては、放送事業者において、利用許諾を受ける際、放送及び同時配信等を行うことについての明示を徹底することを前提とすること、また、推定規定の濫用が起らないことも念頭にガイドラインが策定されることを要望する。（コンピュータソフトウェア著作権協会）

- このような推定規定は設けるべきではないと考えるが、仮に導入するとした場合、契約の両当事者は対等であるという原則は維持されるべきと考える。放送事業者に対しては、契約締結時に同時配信等についても利用許諾を求めることを義務付けることによって視聴者の利便性は確保できるのではないかと考える。なお、著作権法 84 条 3 項は、「複製権等保有者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版行為等を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。」と定めており、著作権者の後出しする権利は、放送の公共性や視聴者の利便性に劣後するものではないと考える。（日本映像ソフト協会）
- 放送事業者が放送に加えて同時配信等を行うにも関わらず、放送事業者が権利者に対して優越的地位に立つ場合において、同時配信等の許諾部分の対価が考慮されず放送のみを行う場合の対価の水準に合わせられる、もしくは前記条件を受諾しなければ放送すらされない等のリスクが生じることが大いに懸念される。放送事業者に対してはくれぐれも同時配信等への許諾対価を考慮に入れた上で、権利者と十分な事前協議を実施することを強く要望する。（日本動画協会）
- 「推定が覆り得る事情」については、実務においては、その判断はきわめて難しい。”支払われた対価の水準”とは、わかりづらく曖昧である。多くの場合、クリエイター等はその”水準”を把握していないと思われる。それにも関わらず、後々になって取引の内容を覆そうとするのは困難である。「別段の意思表示は契約時に行うこと（後出し禁止）」という規定があれば、なおさらである。放送事業者と権利者及び実演家の公平性が担保される必要があると考える。（東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会）

<ガイドラインの策定に関する意見>

- 推定許諾の運用については、覆るケースも含めて解釈が分かれる場合も想定される。放送事業者が安定的な運用ができるように、関係者間の話し合いの下、具体的なガイドラインの設定を要望する。（株式会社フジテレビジョン ※同旨 日本放送協会、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京）
- 今後のガイドライン策定等に当たっては、キー局だけでなくローカル局の事情等にも配慮し、権利者との交渉をスムーズに行うことができるルール作りを希望する。（讀賣テレビ放送株式会社）
- 仮に許諾推定規定を設ける場合は、「法施行までの間に、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で十分に議論の上、ガイドラインを策定することが適当」との指摘はもっともである。（日本新聞協会）
- 現実には、権利者自身が同時配信等の許諾権原を持っているかどうか、第三者との契約内容を精査しないと不明な場合や、自分以外の第三者が権利を有している（可能性のある）

コンテンツも含めて放送事業者から許諾を求められる場合もあり、そのような場合に推定規定がどのように適用されるのかについても、ガイドラインでは明らかにしていただきたい。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）

<その他の意見>

- 文藝家協会としては、現行の申請許諾のスキームの多少の変更で問題なく移行できる。事業者は、ぜひ望みたいことは、権利処理を放送事業者本体のライツ担当部門ではなく、番組制作会社に任せる場合に、権利処理について、明確かつ簡便なマニュアルを提示するなど、責任を持つことである。現在、往々にして、「今、収録中ですが、権利処理はどうしたらよいのでしょうか」と勤務時間外に電話が入ることが度々ある。生放送などの場合、事前の許諾ができない場合には、事後速やかに許諾を申請することも怠らないでいただきたい。（日本文藝家協会）
- 放送事業者との契約時にだけ“特別なルール”があるということであれば、例えば、宅建業法の重要事項説明または下請法の3条書面に倣い、放送事業者が権利者及び実演家にその旨を伝達する義務規定を設ける必要があると考える。また、契約に際しては書面作成を義務付けることも検討されたい。（東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会）

（3）レコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

①基本的な考え方

<方向性に賛成する意見>

- 商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）の大多数は、著作権等管理事業者がレコード及びレコード実演に係る権利を管理しており、同時配信等での商業用レコードの利用に関しては著作権等管理事業者との契約により、スムーズな権利処理が実現している。また、著作権等管理事業者の管理下にある外国原盤についても、国内原盤と同様にまとめて許諾を得ている。したがって、それらを除いた「被アクセス困難者」に対象を絞り、通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提に権利を制限する規定を創設するという方針は、実務に即した考え方であると思う。これは、報酬請求権となっている放送での商業用レコードの二次使用料支払いと実務上同等の扱いになることから、権利処理に係る放送事業者のリスクは減少し、権利者も適切な対価を受け取ることができるスキームだと考える。（日本放送協会）
- 賛同する。（株式会社WOWOW）
- 中間まとめで示されたレコード・レコード実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化の方向性は、アクセスが困難なクリエイターへの適切な対価還元、放送事業者の利用

円滑化を同時に目指すものであり、基本的に賛成する。(株式会社TBSテレビ)

- 当事者の意思や既存のライセンススキームを尊重しつつ、現状において事前の許諾を得ることが困難なものについて手当を講じるものとなっており、バランスの取れた妥当なものと評価する。(日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ)

＜制度改正の必要性を疑問視する意見、権利者保護への配慮を求める意見、慎重な検討を求める意見＞

- レコードやレコードに固定された実演に係る権利は、CPRA や日本レコード協会において、著作権等管理事業法に基づいた広範な集中管理がなされているところであり、放送番組の同時配信等についても、円滑な権利処理が実現している。制度改正を図らなければならないような立法事実が存在するのか、十分に検証する必要がある、拙速に議論を進めるべきではない。著作権等管理事業法は、あくまで権利者からの任意の委任に基づく集中管理を前提としているところ、権利者が委任せずに自らの意思で個別に権利行使することは尊重される必要がある、著作権等管理事業者に権利を委託していないとの理由のみで、被アクセス困難者として権利制限の対象とすべきではない。また、著作権等管理事業者に権利を委託していない者の多くは、外国権利者であるところ、自らの意思で権利行使をする意思と能力を有するものと認められ、被アクセス困難者として権利制限の対象とすることには慎重であるべきである。被アクセス困難者に対する権利制限の内容如何では、外国権利者を日本国内の権利者よりも不利に取り扱うおそれもあるため、関連条約が定める内国民待遇との関係にも十分に留意すべきである。(日本芸能実演家団体協議会・実演家著作権隣接権センター)
- 同時配信・追っかけ配信・見逃し配信は、それぞれ別の利用態様とみなすべきところ、包括的に取り扱われることで、権利者は自己の権利を主張しづらい状況に追い込まれることとなりかねない。サービス範囲の対象に含めること自体は利用者の利便性を鑑みてやむを得ないものの、「同じ利用の仕方」ではないことを明確にすべきである。(東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会)

②補償金スキーム

＜方向性に賛成する意見＞

- 賛同する。(株式会社WOWOW)

＜使い勝手の良い合理的な制度設計等を求める意見＞

- 被アクセス困難者（仮称）の補償金制度については、可能な限り手続きを迅速かつ簡便にしつつ、利用者・権利者双方にとって使い勝手の良い制度とすることで、円滑な権利処理の実効性が担保されるようにすることを要望する。(日本テレビ放送網株式会社 ※同

旨 株式会社フジテレビジョン)

- 権利者および利用者に過度の負担とならないよう、対象となるレコード・レコード実演を適切に定め、利用の実態に則した合理性の高い運用スキームの検討を要望する。(株式会社テレビ朝日 ※同旨 日本放送協会、株式会社フジテレビジョン、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京、讀賣テレビ放送株式会社)
- 円滑な権利処理の実効性を担保するため、指定団体による窓口の一元化を要望する。(株式会社TBSテレビ ※同旨 株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ東京)

＜権利者保護への配慮を求める意見、慎重な検討を求める意見＞

- そもそも「被アクセス困難者」がどの程度存在するのか、このような一元的な窓口を担う団体に対して、どのような業務の実施（「被アクセス困難者」を探索する義務まで負わせるのか）を求めるのか、誰が一元的な窓口を担う団体の業務遂行に係る費用を負担するのか、一元的な窓口を担う団体として、どのような団体を指定することが適切であるかなど、多くの検討すべき課題がある。総合的な観点から実行可能性を見据えた議論を進めるべきであると考える。(日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター)
- 文藝家協会では著作権者のほぼ33%の著作権管理を受託しているが、残りの約70%の著作権者に補償金を分配することはできない。適切な分配が不可能な補償金制度ではなく、個別の契約が望まれる。(日本文藝家協会)
- いわゆる「拡大集中許諾」を取り入れようということであろうと考える。音楽の著作物のように一定程度の集中管理が実現できている分野においては有効と言われている。その点で、放送事業とは親和性が高いと思われる。ただし、集中管理が実現できていない分野においては、その有効性は未知数であり、とりわけ「ノンメンバー」に対して適正な対価が支払われるような仕組みを構築し得るか懸念される。(東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会)
- 「通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提とした権利制限規定を創設する」としている一方で、「一定期間超過後に放送事業者に返還する」としていることを考えると、場合によって、無償での利用が可能となっていると言える。「放送事業者や著作権等管理事業者等に過度な負担が生じない合理的な方法」は模索されてもよいが、他の業界や事業者との公平性について、その担保がなされているといえるか疑問である。そもそも補償金が「一定期間超過後」に返還されることが適切であるのか、補償金制度の趣旨に鑑みて、再検討がなされてもよいだろう。(東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会)

(4) リピート放送の同時配信等における映像実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化

①基本的な考え方

＜方向性に賛成する意見＞

- 賛同する。（株式会社WOWOW）
- リピート放送に伴う同時配信等の許諾取得に関してもっとも問題となるのが、連絡を取ることができない所在不明等の実演家、被アクセス困難者である。そうした方々の利益を損ねず補償金を支払うことで、放送事業者がリピート放送の同時配信等を迅速に進められる制度の創設は、大変重要で意義のあることだと考える。（日本放送協会）
- 実演家の意思表示の機会を確保しつつ、過去に行われた放送のリピート放送に係る同時配信等が補償金請求権化されることで、過去の番組の視聴機会の拡大につながると思われるため、賛成。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- 中間まとめで示されたリピート放送の同時配信等における映像実演（被アクセス困難者（仮称））の利用円滑化の方向性は、アクセスが困難なクリエイターへの適切な対価還元、放送事業者の利用円滑化を同時に目指すものであり、基本的に賛成する。（株式会社TBSテレビ）

＜慎重な検討を求める意見、裁定制度の改善を求める意見＞

- 実演家の権利に関し、放送番組の二次利用については、aRmaによる集中管理（非一任型を含む）による権利処理が行われており、中間まとめが指摘する放送番組の同時配信等につき、リピート放送が含まれるとしても、aRmaを通じての権利処理が可能。このため、映像実演について、被アクセス困難者につき、リピート放送に伴う配信であるからといって、「追っかけ配信」や「見逃し配信」までも含めて権利制限規定を創設する必要性は乏しいと思われる。所在不明者の権利処理については、権利者不明の場合の裁定制度が整備されており、まずは裁定制度による利用円滑化を図るべき。裁定制度についてはもっと利用しやすい形に改善すべきであると考え。さらに、現状、既存のリピート放送に係る報酬については集中管理されておらず、必ずしも実演家に対して相当な報酬が支払われているか確かではないため、リピート放送の同時配信等につき、被アクセス困難者の許諾を不要とし、報酬（補償金）を付与するのであれば、この際、リピート放送に対する相当な額の報酬として、実演家に対して適切な対価が確実に支払われるような制度（集中管理を含め）を検討すべきであると考え。（日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター）
- アクセス困難者については裁定制度を簡便な利用方式に変更し活用すべきと考える。（日本文藝家協会）

＜その他の意見＞

- 地上波でのリピート放送については、現行法において報酬請求権が認められているにも関わらず、長年の契約慣行において、一部の実演家に再放送の通知がなされず、報酬がそもそも支払われているかどうかさえ分からない状況がある。この部分は現在集中管理されておらず、放送局に対する立場が弱い権利者が再放送の報酬を事実上放棄した形での契約を受け入れたことによる事も一つの大きな要因と考えられる。今般、再放送の同時配信に係る制度的な手当てを検討することを契機として、この問題について見直す場が設定されるよう強く希望する。（映像コンテンツ権利処理機構）

②補償金スキーム

＜基本的な方向性に賛成する意見＞

- 賛同する。（株式会社WOWOW）

＜使い勝手の良い合理的な制度設計等を求める意見＞

- 被アクセス困難者（仮称）の補償金制度については、可能な限り手続きを迅速かつ簡便にしつつ、利用者・権利者双方にとって使い勝手の良い制度とすることで、円滑な権利処理の実効性が担保されるようにすることを要望する。（日本テレビ放送網株式会社）
- 権利者および利用者に過度の負担とならないよう、対象となるリピート放送に係る映像実演を適切に定め、利用の実態に則した合理性の高い運用スキームの検討を要望する。（株式会社テレビ朝日 ※同旨 株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ東京、讀賣テレビ放送株式会社）
- 円滑な権利処理の実効性を担保するため、指定団体による窓口の一元化を要望する。（株式会社TBSテレビ）
- リピート放送での映像実演の使用に係る報酬の支払いは、実演家の方が著作権等管理事業者のメンバーであるかどうかにかかわらず、NHKが実演家に直接報酬をお支払いしている。また、被アクセス困難者とされていた方から申し出があった場合も、同様に直接報酬をお支払いしており、特段問題が生じていないのが現状である。そのため、NHKとしては、被アクセス困難者の補償金の取扱いについても、現状と同様に、放送事業者を主体としたスキームをご検討いただきたいと考えている。（日本放送協会）
- 映像実演における実演家については、権利者団体に権利を委任していない場合、放送番組の同時配信等に際して、放送事業者は直接、実演家の所属事務所と利用に関する取り決めを行うことが通例のため、関係者間で十分に議論のうえ、合理的な補償金スキームを構築する必要がある。（株式会社テレビ東京）

- 被アクセス困難者（仮称）への補償金の分配手続きコストについて、被アクセス困難者（仮称）にとって、制度趣旨を踏まえた合理的かつ過度な負担とならない金額設定が望ましいと考える。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）

＜権利者保護への配慮を求める意見、慎重な検討を求める意見＞

- 実演家の権利を保護する観点から、権利制限的な影響を受けることになる対象を「被アクセス困難者」に限定し、aRma の集中管理の対象となっている実演家等をこれらの制度改正の適用対象外としたことについて理解する。しかしながら、制度を実務的に運用するために必要な、適用条件、及び利用者・権利者双方に求められる条件・意思表示の方法について明確な基準が示されておらず、今後の議論に任されたままになっている。また、これらの権利処理を実施するために想定されている、指定管理事業者の設置の是非等の問題については、十分に議論されたとはいえず、具体的な方向性が示されていないと感じている。このように、今回の中間まとめに示された内容では、具体的な運用に関して何ら実演家の権利や対価が担保されたものとは言えず、新たな権利制限的な制度を実施することに対する、権利者側の懸念が払拭されたとは言えない状況にあるものとする。新たな制度が実施される場合には、今後、速やかに利用者と権利者の間で十分な協議が行われ、運用を明確にするためのガイドライン等の取り決めが、新たな制度の運用が開始される前に確立することが本改正実施の必要十分条件と考える。一度棄損された権利を訂正することは非常に困難な作業を伴う。利用者、権利者双方の納得がないままの制度の見切り発車は絶対に避けるべきと考える。（映像コンテンツ権利処理機構）

（５）裁定制度の改善

①協議不調の場合の裁定（第６８条）について

＜方向性に賛成する意見＞

- 賛同する。（株式会社WOWOW）
- 賛同する。（日本放送協会）

＜使い勝手の良い合理的な制度設計等を求める意見＞

- 裁定制度については、可能な限り手続きを迅速かつ簡便にしつつ、利用者・権利者双方にとって使い勝手の良い制度とすることで、円滑な権利処理の実効性が担保されるようにすることを要望する。（日本テレビ放送網株式会社）

②権利者不明の場合の裁定（第６７条）について

＜方向性に賛成する意見＞

- 賛同する。(株式会社WOWOW)

<使い勝手の良い合理的な制度設計等を求める意見>

- 裁定制度については、可能な限り手続きを迅速かつ簡便にしつつ、利用者・権利者双方にとって使い勝手の良い制度とすることで、円滑な権利処理の実効性が担保されるようにすることを要望する。(日本テレビ放送網株式会社)

<補償金の事前供託免除の対象範囲の拡大に関する意見>

- 補償金の事前供託免除の要件として挙げられている財務健全性の基準は、厳しい設定とせず、民間放送事業者が幅広く適用を受けられるように設定することを要望する。(株式会社テレビ東京)
- 裁定申請から相当期間経過後に権利者が現れる場合があり得ること及び過去に複数の民放事業者が経営破綻していること等、立法趣旨に鑑みて、事前供託免除対象範囲の民間企業である民放事業者への拡大は、拙速を避け、慎重な審議を重ねるべき。(日本脚本家連盟)
- 民放事業者を事前供託免除の対象に加える検討においては、同事業はその他の民間企業と同じく破産の危険性が存すること、民放事業者以外の他の利用者也個別許諾のための負担を負っていることを踏まえ、引き続き慎重に検討されなければならない。(日本書籍出版協会 ※同旨 日本雑誌協会)
- 事前供託金に関しては、免除することが良いと考えるが、その場合には、権利者が後日判明した場合の支払いに対する責任を考えるに、裁定申請をするのは放送事業者本体に限定し、番組制作会社等はないことを条件としたい。(日本文藝家協会)
- 仮に民放事業者に限定して免除対象を拡大する場合には、その正当化事由(なぜ民放事業者が国や地方公共団体に準ずるといえるだけの公共性があるといえるのか、また、なぜウェブキャスティング事業者は一律除外されるのに、民放事業者だけが対象となるのか等)について合理的な説明が求められる。(日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ)
- 「補償金支払いの確実性を担保」する要件を満たせば、補償金支払いの免除を受けられるという規定は放送事業者に限らずともよいのではないか。他の事業者と差別化する合理的理由の提示が求められる。(東京都行政書士会中央支部著作権実務研究会)

<「相当な努力」の要件緩和に関する意見>

- 「相当な努力」の要件緩和で広告掲載直後から裁定申請が可能となり、著作物等の利用開始までの期間が1週間程度短縮できることから、権利処理の迅速化につながると考える。(日本放送協会)

<申請手続の電子化に関する意見>

- 権利処理がよりスムーズに行えるよう、申請手続の電子化の推進を希望する。（日本放送協会）
- 文化庁の裁定申請をインターネット上で完結させ、手数料の納入も、印紙ではなく、振り込みを可能とすることが望まれる。文化庁、法務局ともデジタル化が必須。（日本文藝家協会）

③裁定に係る事務処理の迅速化について

<方向性に賛成する意見>

- 賛同する。（株式会社WOWOW）
- 裁定に係る事務処理が迅速化されることは、裁定の利用機会の拡大につながり、利用者視点で見れば視聴機会の増大につながると思われる。より一層の制度利用拡大のため、継続的な取り組みを望む。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）

（６）その他

- 放送分野に関する議論ではあるものの、裁定制度に係る手続きの改革など、放送分野以外にも波及し、日本社会における情報の豊富化に寄与する施策が打ち出されるなど、非常に意義のある議論と考える。視聴者、放送事業者、クリエイターは決して対立するものではなく、放送事業者もクリエイターであり、クリエイターは視聴者として放送番組等のコンテンツを享受し次なる創作につなげている。そして、高品質なコンテンツに接した視聴者の中から次世代を担う新たなクリエイターが誕生して著作物等の創作・流通・利用のサイクルを活性化し、文化の発展に大きく寄与していくと考える。今後の議論にあたっては、こうした中長期的な観点も視野に入れた議論をお願いしたい。（日本放送協会）
- ５つの制度改正項目について、可能な限り手続きを簡便化して使いやすくするとともに、配信サービスの実情を踏まえて権利処理円滑化の実効性が担保されるようにすることを要望する。（株式会社TBSテレビ ※同旨 株式会社テレビ朝日、日本民間放送連盟）
- 視聴者の利便性を担保するためにも、ローカル局にも権利処理を円滑に行える負担の少ない権利処理スキームや簡便な手続き方法を要望する。（関西テレビ放送株式会社）
- 政省令・ガイドライン等に運用が委ねられる項目については、日常の番組制作現場において、権利処理の問題に起因するトラブルや混乱が生じることがないように、可能な限り明確かつ具体的な指標を示すことを要望する。（株式会社テレビ朝日）

- 従前の著作物の利用に加え、同時配信等の利用のような新たな利用態様が加わるのであれば、従前の許諾料に同時再送信分の許諾料が加算されるのが当然である。放送事業者は契約交渉を行う担当現場に徹底することを強く求める。また、権利処理を円滑に行うためには、放送事業者側も権利処理に係る体制をいっそう拡充すべきである。権利処理に際しては、しばしば放送制作の現場より許諾に必要な時間や手続きを考慮にいれていない申請がされることがあるが、放送事業者内での著作権教育を強化し、いたずらに権利者側の負担を増大させることのないよう配慮すべきである。（日本書籍出版協会 ※同旨 日本雑誌協会）
- 放送事業者は、裁定制度の改善を要望するのであれば、将来的な権利者不明を未然に回避するためにも、著作権等管理団体への加入を阻害する言動等については十分に留意していただきたい。（日本脚本家連盟）
- コンテンツ産業振興の観点や視聴者の利便性向上の観点では、放送番組の同時配信等に限らず、（放送番組を利用しない）ウェブキャストिंगについても、権利処理の更なる円滑化を図ることが重要であるため、その点について速やかに検討していただくことを希望する。（日本知的財産協会 次世代コンテンツ政策PJ）
- パブリックコメントの提出について、e-Gov パブリックコメントでの受付や、メールの本文中での記述で提出が行えるようにされたい。（個人）